「Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス」に関する利用規約 【現改比較表】 2021年6月1日現在

~2021年6月30日 2021年7月1日~

▲「Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス」に関する利用規約	▲「Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス」に関する利用規約
実施 平成30年6月29日	実施 平成30年6月29日
目次(略)	目次(略)
第1条~第3条(略)	第1条~第3条(略)

(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能)

第4条 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに係る基本機能を次のとおり提供します。

区分	内 容
タイプ 1	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信
	サービスであって、1会議室あたり最大5人同時に接続できるもの。
タイプ 2	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信
	サービスであって、1会議室あたり最大50人同時に接続できるもの。
タイプ 3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信
	サービスであって、1台のスマートグラス端末機器をレンタル利用できるも
	の。

備考

1 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ1に係る者に限ります。)が、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ1に係るものに限ります。)を利用できる期間は、当社がArcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ1に係るものに限ります。)の提供を開始した日から14日間とし、利用者数は5を上限とします。

2 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ 2 に係る者に限ります。)が、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ 2 に係るものに限ります。)を利用できる期間は、当社がArcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ 2 に係るものに限ります。)の提供を開始した日から14日間とし、会議室数は5を上限とします。

(Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスの提供機能)

第4条 当社は、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービスに係る基本機能を次のとおり提供します。

区分	内 容	
タイプ 1	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信	
	サービスであって、1会議室あたり最大5人同時に接続できるもの。	

タイプ 3	当社のビデオ会議設備を利用してビデオ会議を行うことができる電気通信	
	サービスであって、1台のスマートグラス端末機器をレンタル利用できるも	
	の。	

備考

1 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ1に係る者に限ります。)が、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ1に係るものに限ります。)を利用できる期間は、当社がArcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ1に係るものに限ります。)の提供を開始した日から14日間とし、利用者数は5を上限とします。

2 削除

3 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ 3 に係る者	3 Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス利用契約者(タイプ 3 に係る者	
に限ります。) が、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ $_1$ に	に限ります。) が、Arcstar Conferencing ビデオ会議 トライアルサービス (タイプ 3 に	
係るものに限ります。) を利用できる期間は、当社がArcstar Conferencing ビデオ会議 ト	係るものに限ります。) を利用できる期間は、当社がArcstar Conferencing ビデオ会議 ト	
ライアルサービス(タイプ 3 に係るものに限ります。)の提供を開始した日から 7 日間と	ライアルサービス(タイプ3に係るものに限ります。)の提供を開始した日から7日間と	
し、利用者数は3を上限とします。	し、利用者数は3を上限とします。	
第5条~第18条 (略)	3条 (略) 第 5条 ~ 第 18条 (略)	
別記(略)	別記(略)	
	附 則 (令和3年5月19日 APS1サ第00785687号)	
	この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。	